騒音規制法施行令

制定	S43.11.27政令324号
最終改正	H19.11.21政令339号

別表第1(騒令第1条関係)：【特定施設】

1	金属加工機械	イ	圧延機械	(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。)
		ロ	製管機械	
		ハ	ベンディングマシン	(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
		ニ	液圧プレス	(矯正プレスを除く。)
		ホ	機械プレス	(呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。)
		ヘ	せん断機	(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
		ト	鍛造機	
		チ	ワイヤーフォーミングマシン	
		リ	ブラスト	(タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。)
		ヌ	タンブラー	
		ル	切断機	(といしを用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機			(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機			(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
4	織機			(原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械	イ	コンクリートプラント	(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45㎥以上のものに限る。)
		ロ	アスファルトプラント	(混練機の混練重量が200kgキログラム以上のものに限る。)
6	穀物用製粉機			(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
7	木材加工機械	イ	ドラムバーカー	
		ロ	チッパー	(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
		ハ	砕木機	
		ニ	帯のこ盤	(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
		ホ	丸のこ盤	(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
		ヘ	かんな盤	(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
8	抄紙機			
9	印刷機械			(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機			
11	鋳型造型機			(ジョルト式のものに限る。)

別表第2(騒令第2条関係)：【特定建設作業】

1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びよう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、１日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45㎥以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業

振動規制法施行令

制定	S51.10.22政令280号
最終改正	H14.12.26政令397号

別表第1(振令第1条、第3条関係)：【特定施設】

1	金属加工機械	イ	液圧プレス	(矯正プレスを除く。)
		ロ	機械プレス	
		ハ	せん断機	(原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。)
		ニ	鍛造機	
		ホ	ワイヤーフォーミングマシン	(原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。)
2	圧縮機			(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機			(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
4	織機			(原動機を用いるものに限る。)
5	コンクリートブロックマシン			(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。)
	並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械			(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)
6	木材加工機械	イ	ドラムバーカー	
		ロ	チッパー	(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
7	印刷機械			(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成形機			
10	鋳型造型機			(ジョルト式のものに限る。)

別表第2(振令第2条関係)：【特定建設作業】

1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、１日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、１日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)

『特定施設の種類(市条例)』
四街道市公害防止条例施行規則

制定	S47.12.21規則28号
最終改正	H16.2.24規則4号

別表第1(市条例規則第3条関係)：【(1)ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定施設】

番号	特定施設の種類		
1	食料品製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ア	乾燥施設
		イ	粉砕施設
		ウ	たん白質分解施設
2	繊維工業(衣服その他の繊維製品に係るものを除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ア	樹脂加工施設
		イ	漂白施設
		ウ	植毛施設
		エ	製綿施設
3	木材若しくは木製品の製造又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ア	タール又はアスファルト合浸施設
		イ	吹付塗装施設
		ウ	くん蒸施設
		エ	漂白施設
		オ	切断施設
		カ	粉砕施設
		キ	研削施設
4	出版、印刷又はこれらの関連作業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ア	グラビア印刷施設
		イ	金属板印刷施設
5	化学工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ア	反応施設
		イ	精製施設
		ウ	抽出施設
		エ	電解施設
		オ	重合施設
		カ	蒸発濃縮施設
		キ	乾燥施設
		ク	焙焼施設
		ケ	粉砕施設
		コ	造粒施設
		サ	混合施設
		シ	分解施設
		ス	合成施設
		セ	蒸留施設
6	ゴム製品の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ア	加硫施設
		イ	混練施設
7	窯業又は土石製品製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ア	粉砕施設
		イ	混合施設
		ウ	溶融施設
		エ	焼成施設
		オ	乾燥施設
		カ	研摩施設
		キ	選別施設
		ク	粉体用コンベヤー施設
8	鉄鋼、非鉄金属、金属製品、機械又は機械器具の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ア	非鉄金属溶融施設
		イ	溶融めつき施設
		ウ	電気めつき施設
		エ	酸洗施設
		オ	エツチング施設
		カ	吹付塗装施設
		キ	乾燥焼付施設
		ク	粉砕施設
		ケ	配合施設
		コ	電解施設
		サ	精練施設
		シ	研摩施設
		ス	粉体用コンベヤー施設
9	その他の製造等の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ア	吹付塗装施設
		イ	乾燥焼付施設
		ウ	電気めつき施設
		エ	貝がらの粉砕施設
		オ	鶏ふんの乾燥施設

備考　次に掲げる施設は除く。

1　大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設、同条第6項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第7項に規定する特定粉じん発生施設

2　鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設

3　電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第14号に規定する電気工作物

4　ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項に規定するガス工作物

『特定施設の種類(市条例)』
四街道市公害防止条例施行規則

制定	S47.12.21規則28号
最終改正	H16.2.24規則4号

別表第1(市条例規則第3条関係)：【(2)騒音に係る特定施設】

番号	特定施設の種類			
1	金属加工機械	ア	圧延機械	(原動機の定格出力の合計が22.5ｋW以上のものに限る。)
		イ	製管機械	
		ウ	ベンデイングマシン	(原動機の定格出力が3.75ｋW以上のものに限る。)
		エ	液圧プレス	
		オ	機械プレス	
		カ	せん断機	(シヤーリングマシン。原動機の定格出力が3.75ｋW以上のものに限る。)
		キ	鍛造機	
		ク	ワイヤーフオーミングマシン	
		ケ	ブラスト	
		コ	タンブラー	
		サ	製鋲機	
		シ	製釘機	
		ス	高速度切断機	
		セ	平削盤	
		ソ	型削盤	
		タ	研摩機	
		チ	自動やすり目立機	(原動機の定格出力が1.5ｋW以上のものに限る。)
2	圧縮機			(原動機の定格出力が3.75ｋW以上のものに限る。)
3	送風機			(排風機を含み、原動機の定格出力が3.75ｋW以上のものに限る。)
4	粉砕機	ア	土石用又は鉱物用の破砕機,摩砕機,ふるい及び分級	
		イ	食品加工用粉砕機	
		ウ	その他の用に供する粉砕機	(破砕機及び摩砕機を含む。)
5	繊維機械	ア	織機	(原動機を用いるものに限る。)
		イ	紡績機械	
		ウ	編組機	
		エ	撚糸機	
6	建設用資材製造機械	ア	コンクリートプラント	
		イ	アスフアルトプラント	
7	木材加工機械	ア	ドラムバーカー	
		イ	チツパー	
		ウ	砕木機	
		エ	帯のこ盤	(原動機の定格出力が0.75ｋW以上のものに限る。)
		オ	丸のこ盤	(原動機の定格出力が0.75ｋW以上のものに限る。)
		カ	かんな盤	(原動機の定格出力が0.75ｋW以上のものに限る。)
8	抄紙機			
9	印刷機械			(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機			
11	鋳型造型機			
12	ニューマチツクハンマー			
13	ロール機			
14	自動製びん機			
15	ドラムかん洗浄機			
16	ロータリーキルン			
17	コルゲートマシン			
18	重油バーナー			(重油使用量が毎時15リツトル以上のものに限る。)
19	走行クレーン	ア	天井走行クレーン	(原動機の定格出力の合計が7.5ｋW以上のものに限る。)
		イ	門型走行クレーン	(原動機の定格出力の合計が7.5ｋW以上のものに限る。)
20	集じん装置			
21	冷凍機			(原動機の定格出力が7.5ｋW以上のものに限る。)
22	原動機(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。)	ア	デイーゼルエンジン	(定格出力が7.5ｋW以上のものに限る。)
		イ	ガソリンエンジン	(定格出力が7.5ｋW以上のものに限る。)
23	クーリングタワー			(原動機の定格出力が0.75ｋW以上のものに限る。)
24	営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車のうち自動二輪車及び第10号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。)による断郊競技施設			

備考　次に掲げる施設は除く。

1　騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設
2　電気事業法第2条第1項第14号に規定する電気工作物
3　ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物
4　鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設

『特定施設の種類(市条例)』
四街道市公害防止条例施行規則

制定	S47.12.21規則28号
最終改正	H16.2.24規則4号

別表第1(市条例規則第3条関係)：【(3)振動に係る特定施設】

番号	特定施設の種類			
1	金属加工機械	ア	圧延機械	(原動機の定格出力の合計が22.5ｋW以上のものに限る。)
		イ	製管機械	
		ウ	液圧プレス	
		エ	機械プレス	
		オ	せん断機	(シヤーリングマシン。原動機の定格出力が1ｋW以上のものに限る。)
		カ	鍛造機	
		キ	ワイヤーフオミングマシン	
2	圧縮機及び送風機			(原動機の定格出力が3.75ｋW以上のものに限る。)
3	粉砕機(原動機の定格出力が3.75ｋW以上のものに限る。)	ア	土石用又は鉱物用の破砕機,摩砕機,ふるい及び分級	
		イ	食品加工用粉砕機	
		ウ	その他の用に供する粉砕機	(破砕機及び摩砕機を含む。)
4	織機			(原動機を用いるものに限る。)
5	コンクリート製品製造機械	ア	コンクリートブロツクマシン	(原動機の定格出力の合計が2.95ｋW以上のものに限る。)
		イ	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	(原動機の定格出力の合計が10ｋW以上のものに限る。)
6	木材加工機械	ア	ドラムバーカー	
		イ	チツパー	
7	印刷機械			(原動機の定格出力が2.2ｋW以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30ｋW以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成型機			
10	鋳型造型機			(ジヨルト式のものに限る。)
11	冷凍機			(原動機の定格出力が7.5ｋW以上のものに限る。)

備考　次に掲げる施設は除く。
1　振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設
2　電気事業法第2条第1項第14号に規定する電気工作物
3　ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物

別表第1(市条例規則第3条関係)：【(4)地下水位の著しい低下及び地盤の沈下に係る特定施設】

番号	特定施設の種類
1	井戸(動力を用いて地下水を採取するための施設であつて、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計)が6平方センチメートルを超えるもの)

備考　次に掲げる施設は除く。
1　温泉法(昭和23年法律第125号)第9条第1項の規定により許可を受けた動力装置
2　河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、又は準用される河川の同法第6条第1項に規定する河川区域に設置される施設
3　工業用水法(昭和31年法律第146号)第3条第1項に規定する指定地域内に設置される井戸
4　建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号)第4条第1項の指定地域内に設置される揚水設備
5　千葉県環境保全条例(平成7年千葉県条例第3号)第38条第1項第1号に規定する指定地域内に設置される同項第3号に規定する揚水施設
6　消火の用のみに供する施設
7　建設作業その他臨時的な用に供する施設であつて、市長が認めたもの